

随意契約理由書

- 1 案件名称
障がい者の就業訓練を目的とした大阪市浪速区役所庁舎清掃業務委託（長期継続）
- 2 契約相手方
大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合
代表理事 富田 一幸
- 3 特名随意契約理由
本市の障がい者施策については「大阪市障がい者支援計画・障がい福祉計画・大阪市障がい児福祉計画」に基づき推進を図っており、とりわけ障がい者の就業支援は全庁的な取り組みを進めてきたところである。
障がい者の雇用促進を進めていくうえでは、一般就労に向けた就業訓練の取り組みが重要となることから、当区庁舎の清掃業務を「障がい者の就業訓練の場」として提供し、委託契約を行うことで、訓練から雇用・就労へとつなげ、障がい者の自立と社会参加を図る。
受注者選定にあたっては、事業者の持つ障がい者への就業訓練に関するノウハウや一般就労へ向けた支援などの専門性を活用するため、公募型企画コンペ方式を採用し、広く企画提案を募集することで、価格以外の要素も含めて総合的に判断し最も優れた企画案を選定することができ、当該提案を行った事業者に委託することで、効果的に事業目的を達成させる。
令和5年12月15日に福祉局が開催した、学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合の企画提案が総合的に優れており、これまでの類似事業の実績からも実行性を期待することができるため、契約相手方として最適であるとのことであった。
その意見を踏まえ、大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
浪速区役所 総務課（総務）
電話番号：06-6647-9936